平成２２年（フ）第２７３号
千葉県成田市本三里塚230番地３　グリーンヒルズＣ―201
破産者　日笠　幸枝
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３１９号
千葉県四街道市大日1958番地
破産者　松丸　正文
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３４３号
千葉県四街道市鹿渡1131番地１
破産者　杉田重機工業株式会社
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３４４号
千葉県四街道市鹿渡1133番地18
破産者　杉田　藤郷
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３６号
東京都稲城市矢野口78番地グランドゥール106
破産者　水田　尚宏
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５１５号
横浜市中区伊勢佐木町５丁目129番地１ライオンズマンション伊勢佐木町通り706、登記簿上の住所横浜市中区伊勢佐木町５丁目291番地１ライオンズマンション伊勢佐木町通り706
破産者　イズム情報通信株式会社
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３０１号
東京都八王子市台町４丁目26番17号
破産者　有限会社八進塗装工業
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３０２号
東京都八王子市台町４丁目26番17号
破産者　市川　　努
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４５１号
東京都小金井市本町１丁目15番３号
破産者　大塚　淑美
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２２３号
横浜市西区平沼２丁目７番22号浅見ビル
破産者　株式会社エ・アイ・シー
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２４号
岐阜市柳津町高桑西１丁目11番地
破産者　山田　耕三
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５６１号
岐阜市西鶉１丁目31番地
破産者　ナーサ株式会社
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２２８号
岐阜県安八郡神戸町大字横井1578番地の５
破産者　片桐木工有限会社
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第５４号
三重県松阪市射和町512番地の１
破産者　有限会社坂口商店
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第６７号
三重県多気郡多気町相可1150番地の16
破産者　有限会社多気電化センター
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第６８号
三重県多気郡多気町相可1150番地16
破産者　島田　卓重
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第２１１号
大津市大萱６丁目６番４号
破産者　原田スライドサービス有限会社
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５２号
滋賀県守山市播磨田町280番地の141
破産者　有限会社創建
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１５号
滋賀県草津市野村１丁目16番14号
破産者　株式会社親愛コーポレーション
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７６号
滋賀県湖南市石部北３丁目１番24号
破産者　有限会社大誠
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８５２号
京都府久世郡久御山町田井西荒見87番地
破産者　有限会社エヌビーテック
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０１６号
京都市伏見区中島外山町91番地
破産者　株式会社アート近畿
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係